

会 議 録

会 議 の 名 称		令和8年度（2026年度）第1回豊中市障害者施策推進協議会		
開 催 日 時		令和8年（2026年）6月22日（月曜日）14時00分～16時00分		
開 催 場 所		豊中市立地域共生センター西館 3階 大会議室	公 開 の 可 否	○可・不可・一部不可
事 務 局		福祉部障害福祉課	傍 聴 者 数	4人
公開しなかった理由				
出席者	委 員	大谷委員、河本委員、矢本委員、澤委員、星名委員、六車委員、北野委員、寺本委員、岡田委員、三宮委員、荒木委員、湯川委員、星屋委員、長永委員、上田委員、小山委員、福本委員、永倉委員 以上、18人		
	事 務 局	坂口福祉部長、荒木田福祉部次長兼福祉事務所長、 （以下、障害福祉課） 森田課長、鳥山主幹、細貝主幹、酒井補佐、阿部補佐、畑副主幹、泉谷係長、大東主任、増子主査、武智 （以下、おやこ保健課） 井上課長、刀祢係長、中越主査		
	そ の 他			
議 題		案件1．第8期豊中市障害福祉計画・第4期豊中市障害児福祉計画策定について 案件2．その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）		別紙のとおり		

議事要旨

- 開会あいさつ
- 委員あいさつ
- 事務局メンバー紹介
- 部長あいさつ
- 会長あいさつ
- 事務局より会議の留意事項ならびに配布資料の確認
- 会議成立報告

【案件１】第８期豊中市障害福祉計画・第４期豊中市障害児福祉計画策定について

（事務局）

- ・案件１について説明。

（会長）

- ・案件１について、質問はあるか。
- ・今回、方針の見直しも含めて示されている。この背景には、財政支出の増加が指摘されている。国は、前回 2000 年にこのあり方について検討した。同じような流れの中にあると思う。まず、全体について委員から補足で情報等をいただきたい。

（委員）

- ・大阪府の資料を初めて見た。大阪府が国より進んで展開している部分は、大阪府のほうが高い成果目標値を出している。大阪府が国より高い水準を出していたら、豊中市はそれを踏まえてより高い数値を目指すと考えて良いのか。

（会長）

- ・国より高いものもあるが、少ないものもあり、今後充実していく必要があると考えている。

（委員）

- ・両方で高いほうを原則に、豊中市はなお上を求めていくと考えて良いのか。

（会長）

- ・基本的にはそう考えている。

（委員）

- ・了解した。

（会長）

- ・前回、委員からご指摘いただいた財政的な問題もあり、様々な観点から見直しが行われている。だいたいの内容について事務局から説明があった。質問を受けたい。

（委員）

- ・精神の「にも包括」の構築で、新規事業で「・K 6 により住民のこころの状態を把握」するとある。この背景がわかれば、教えてほしい。

（会長）

- ・いわゆる精神保健衛生を、住民がどう捉えているかということで導入する。6 問設定されているようである。点数化することにより、精神衛生の状態を分析する際の参考にすると思う。

(委員)

- ・委員、ご存知であれば教えてほしい。

(委員)

- ・これはあくまでも、心理的な苦痛の尺度である。広くスクリーニングすることで、何か困っている方がいれば拾い上げていくことへの喚起だと思う。ただ、何故K6が取り上げられたのか、そのバックグラウンドは存じ上げていない。

(会長)

- ・この件に関して、ご存知の方はいるか。事務局どうか。

(事務局)

- ・今後大阪府からもう少し詳しい説明があるかもしれないが、現時点では導入の背景については存じ上げていない。

(会長)

- ・また情報収集したい。

(会長)

- ・他の委員いかがか。

(委員)

- ・子ども達の福祉サービスは、どういうものがあるのか。

(会長)

- ・児童の福祉サービスか。

(委員)

- ・そうである。

(事務局)

- ・障害児通所支援の観点からいくと、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の4つある。最初の2つ、児童発達支援と放課後等デイサービスは、施設にある事業所にお子様を通い、それぞれの特性に応じたカリキュラムの発達支援を受ける。児童発達支援と放課後等デイサービスは、就学前か就学後かが基本的な違いになる。保育所等訪問支援は、お子様の通う学校や保育施設に事業所の職員が出向き、お子様の特性の点から集団の中でどのようにそのお子様に接すると、学業等がよりわかりやすくなるか、直接的なお子様への支援だけでなく、先生達の支援もするものになる。最後の居宅訪問型児童発達支援は、重い病気等により児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所に行けない方の自宅を事業所の職員が訪問し、発達支援サービスを提供するものである。

(会長)

- ・いろいろ課題もある。特に、保育所等訪問事業が増えてきている。規制緩和で保育所等を訪問する指導員資格等の緩和が図られた。専門性が望まれるが、訪問指導員は2～3年程度の実務経験ですぐに入る。上手く学校に入れないと、改善点を望めない。そういう意味では、質が大きく問われているところになる。支援学級の場合、30人いたら30人に対応しなければならない。そうになると、教員の負荷の問題も出てくる。そのあたりの課題も押さえておく必要がある。

- ・あと、ポイントとしては総量規制がどれくらい妥当なのか。泉佐野市では、この計画に載る前から放課後等デイサービスが増えた。子どもの数は減っているのに事業所の数だけ増えて、これが適正かどうか。泉佐野市は、総量規制で適正な支援ができるように前倒しで実施した。計画の中にそれをどう整備していくか。数の伸び率等も勘案しながら、事業所指定の総数等も併せて考える必要がある。ニーズとサービスのマッチングが今後どのようなになされていくか、皆さまのご意見も含めて豊中市の体制はどうあるべきかとも連動してくる。

- ・他いかがか。

(委員)

- ・泉佐野市は、放課後等デイサービスで総量規制を実施している。大阪市では、就Bに総量規制がかかると言われているが、豊中市は何か考えているのか。大阪府は、望まないセルフプランの件数を0にしていると言っている。豊中市の現状は、放課後等デイサービスや日中系の事業所はどんどん増えているが、相談支援は増えては減っていく。人気がないのか、お金がないのか。

(会長)

- ・まず、一点目について。就労支援については、この間新聞等で問題になった。就Aあるいは就労移行で加算制度になり、一般就労すればお金がもらえる仕組みになった。それを上手く援用して、同じグループ会社で就Bと一般と就労移行を持っていて、そこで就労移行から一般企業へ行くと、1年～半年で変わる。そうすると、あっという間に150億という問題になった。もちろん、そのありようは適切ではないと国も通達し、一定の期限を設けて制限することにしたが、指摘された事業所はそれを無視した。その事業所は裁判で訴えているが、まだ確定していない背景がある。
- ・就労支援、あるいは放課後等デイサービスの事業所は、本当にニーズに応じてできているのか。相談支援は増えたと思えば廃業する、この不安定さは何かというご指摘だった。端的に言うと、私の考えだが、報酬の問題しかないと思う。相談支援は、最低でも70ケース持たないと適正な年収にならないと言われている。毎月70件モニタリングするのは、さすがに課題がある。財政上の問題、仕組みの問題もあると思う。本来、福祉は人を支える為のシステムだが、利益を支える仕組みに変容しようとしている。ビジネスとして福祉を捉えて展開していく様々な法人があるのが現状である。それをいかに適正化していくかが、第8期のポイントでもある。事務局、何か補足はあるか。

(事務局)

- ・総量規制については、サービスの質、ニーズへの対応、質の向上、サービスの需給バランスを適正にする為には、一定の効果があると認識している。ただ、一律にするものではない。障害のある子どもが大人になった時の受け皿、高齢者になった時の介護保険への移行の状況等も見極めていく必要がある。総量規制というと、一律に事業所の新規指定を止めると考えがちだが、その地域でしか対応できない方もいる。重度障害のある方、強度行動障害の方、医療的ケアが必要な方等へ一定数確保していく必要もある。それらを見ながら適正にしていきたいと考えている。

(委員)

- ・相談がなかなか増えないことについて、事務局で動いてもらえると有難い。

(事務局)

- ・昨年、市内の全相談支援事業所に訪問調査を実施した。その中で、先ほどおっしゃった経営的な問題、また、相談支援員は報酬にならないサービス等があり厳しい状況があると聞いている。今年度基幹センターの体制を強化している。そのあたりをフォローしながら、何とか増やしていきたいと考えている。

(会長)

- ・国の制度自体が改善されないと、難しい問題がある。要望していてもなかなか動いてもらえない中で、今後どう充実させていくか。皆さまのご意見も聞きながら、できるところは支えていきたい。ただ、大事なことは、何でもケアプランを立てれば良いというわけではない。ケアプランを必要とする人もいれば、必要としない人もいる。自分で自分のケアプランを立てたいのは、当たり前だと思う。それを望まないプランとしてカウントされると、それは違うと思う。

(事務局)

- ・補足したい。相談支援の充実は、今回の計画でも出ている。報酬面と人材確保が伴う。障害福祉課では、人材確保事業や事業所の事業面でのサポート事業等も併せて実施すること、また、国にも機会を捉えて要望等をしているところである。

(会長)

- ・国の処遇改善費は介護職員等に限られ、事務職や相談支援員は外されていたが、処遇改善加算でカウントされるようになった。介護報酬は、通常の報酬単価プラス処遇改善加算で直接処遇する方に約 30% 上乗せされるが、介護職も相談職も加算が乗るようになった。そういう意味での改善は行われているが、どうしてもそれだけで賃金を上げる、あるいはインセンティブを図るわけにはいかないと思う。
- ・人材確保で、その他何かしていることはあるか。

(事務局)

- ・本市の人材確保事業は市単独で実施しており、3 つ柱がある。1 つが資格取得支援である。相談支援員の初任者研修、主任研修、ヘルパー等介護関係の資格取得等、一定の資格は提供しており、その補助事業を実施している。あと、職場定着の観点で、入職して半年経過した方に就職応援給付金を支給している。人材確保の為に、例えば事業所のホームページ作成費、人材募集サイトへの掲載費用の補助事業も実施している。昨年度、豊中市内で介護事業所も含めた福祉の就職フェアがあった。そこに参加した事業所には、ブースを設ける為の費用をお渡しした。昨年度ご好評いただき、また今年度も実施しているので引き続きご利用いただきたいと考えている。

(会長)

- ・3 本柱で資格に対する支援、ヘルパー養成の支援、就職者へ補助金を出すという理解で良いか。
- ・全国的には、A I の活用がある。介護保険で利用者との会話を、ケアプラン作成の前のアセスメントで振り分けてもらえる。そういう機械化が、パイロット的に行われている。ある市ではテストケースとして、厚労省が支援している。これがもう少し進むと、A I で利用者から話を聞いてアセスメント表ができるようになる。そうすると、時間が簡略化できてかなりプラスになる。この動きが、今後どのように広がっていくか。1 回 300 円かかるが、ケースカンファレンスや担当者会議で A I を利用すると、本当に手間が省略できている。ケアプランは、専門員の目が入らないとできあがらない仕組みになっているので、その前段階で省略化が図れる A I を活用したパイ

ロット事業が実施されている。これが今後どのように育っていくのか、相談職減少の効率化等で考えていく必要があると思う。

(委員)

- ・基本指針見直しの「⑤地域における相談支援体制の充実強化」は、難病患者も入っているのか。

(会長)

- ・入っている。

(委員)

- ・相談件数は、わかるか。

(会長)

- ・難病の方の相談件数は、どれぐらいあるかというお問い合わせか。今のところどれぐらいか。

(事務局)

- ・難病患者の方に対する支援は、障害福祉センターひまわりでも地区担当相談員、あるいは計画相談の事業所含めて、相談としてのっている。ただ、件数までは持ち合わせていない。特に統計上も把握しておらず、申し訳ない。相談支援対応は、しっかりさせてもらっている。

(会長)

- ・相談件数の種類と件数は、まとめているのか。

(事務局)

- ・令和7年度の実績だが、全体で54,332件延べの相談件数がある。その中で、難病の方の実人数は52名である。

(委員)

- ・病名は、わからないのか。

(事務局)

- ・そこまで詳細はとっていない。

(委員)

- ・できればほしい。

(事務局)

- ・全ての難病の方が対象になっている。

(会長)

- ・希望としては病名までということなので、検討願いたい。

- ・他の方いかがか。

(委員)

- ・新規事業に「こころのサポート」とある。目標数値で豊中市は具体的に何か考えていることがあるのか。

(事務局)

- ・「こころのサポーター」について、国と府の目標数値は設定されているが、まだ市で具体的な数値は設定していない。所管が保健所なので、連携しながら数値目標を設定していきたい。

(会長)

- ・他いかがか。

(委員)

- ・先ほど放課後等デイサービスの話が出たが、それに関連して質問したい。児童福祉法で障害児は規定されていると聞いている。放課後等デイサービスに行く為には手帳が必要と思っていたが、手帳がなくても医師の診断書があれば受給者証が出ると聞いた。それは確かなのか。先ほど、事業所数のニーズのマッチングの話が出た。いたるところに放課後等デイサービスができているが、手帳所持者と医師の診断書のみで受給者証を発行している方の数を窓口できちんと把握しているのか。その割合がどのようになっているのか、興味がある。

(事務局)

- ・児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれも手帳が必須要件ではない。医師の意見書や勧めがあれば、支給決定の必要書類の一つとしてお預かりして進めている。手帳と意見書の数、集計していない。新規決定の際には、面談にてお子様の様子等を伺うことになっている。その中でお子様の発達の特長や必要な支援、要望等を確認した上で、支給決定する流れになっている。

(委員)

- ・先ほど事業者数の話をされていたので、その数は記録を取っても良いと思った。

(事務局)

- ・事業所指定は、こども政策課になる。総量規制までではないが、例えば何日間でどれくらいのお子さんを受け入れ可能か、見込みを比較している。供給量が利用量を上回る状況はないのが現状である。お子さんが減っても、放課後等デイサービスの利用者は年々250人程度ずつ増えている。決して我々の認定が易しいわけではなく、専門員が1時間面談してご家庭のニーズを把握した上で受給者証を支給している。

(会長)

- ・障害児サービスの利用計画を作る必要がある。受給者証の発行と専門職のリンクが上手くいかないといけない。診断書さえあれば行けるみたいになってしまうと、供給を上回るニーズになっていく。本来、放課後等デイサービスに頼らずとも地域の中で受け止められることが、かすめ取られていく可能性もあると思う。小学校に通っているのであれば、それをサポートする仕組みが望まれると思うが、なかなかそうはなっていない辛さもある。

(委員)

- ・年々、放課後等デイサービスの子どもは増えている。本当に子どもの意思で行っているのか、疑問がある。障害の程度に関係なく、親の都合で行っている。子どもどうして遊べば良いのにと感じる。

(会長)

- ・本当のニーズがどうなのか、共に育つとはどうなのか、考えるところがなかなか浸透しにくいと改めて思う。

(副会長)

- ・豊中市は、入所施設がない。入所施設から地域移行の目標を定めるとなると、市外の入所施設に入っている人が結構多い。人数は把握していると思うが、今度は豊中市内での受け入れ体制がいろいろな形で出てくると思う。今回の計画自体が数値目標を入れていかなければならないとなる

と大変だが、これは大事なことだと思う。具体的に何をどう進めるかによって、数値目標・成果目標が出せると思う。

- ・国の考え方として、グループホームに総量規制をかけると新聞に載っていた。気になる問題は、障害者を商品扱いした商売が進んでいることである。営利事業でのグループホームのあり方は、その施設に合う障害の程度や支援しやすい人を囲いこみ、その他の人は入れない。これが蔓延すると、大変なことになる。医療的ケア児等は、グループホームに入りにくい状態である。就労でも障害者で金儲けが行われている。こういうことを指導監査できて、悪質な事業者は摘発していくシステムが必要だと思う。
- ・相談支援のセルフプランについては、きちんと調査する必要がある。相談支援員が不足している。普通の相談ができないとなれば、セルフプランで逃げてしまうこともあると思う。
- ・ある機関が全国の障害者を抱える保護者に将来の不安があるか調査したところ、不安があると回答した人は 86%程度いた。精神障害・重度の障害児を抱えている保護者では、96%の人が将来に不安があると回答している。それらを見ると、この計画はすごく大事である。この計画を推進し、制度の仕組みの問題を考えていく必要がある。

(会長)

- ・福祉のあり方が変容しつつあるというご指摘でもあったと思う。人が人を支えることを、どのように大事にして計画を作っていくかだと思う。
- ・計画は多岐にわたる為、一点お願いしておきたい。強度行動障害の子は、通園・通学バスに乗れないし、乗ろうとしない。無理にすると暴れる。そうすると、学校は欠席になる。普通学校は、各市において長く休むと統計上教育委員会が把握する仕組みになっている。ただ、支援学校は複数の市に行く為、報告義務がない。1年間来なくても、チェックする仕組みがない。18 歳になってからどこへ行けば良いのか相談に来られる。教育を受けていないし、就労体験もない状態で放置されて見過ごされている。それは、重度が困難な状態を作り出す要因の一つだと思う。就労BでもAでも、この子が 17 で来たら次は 50、60 になると見えている。そこで対策が立てられるはずだが見過ごされて、いざ近くなったらどうしようとなる。小学校、中学校でどう支えていくか、このあたりをずっと繋いでいくシステム、発見する仕組みを作らなければ、制度の谷間に落ちる人が出てくる。その仕組みを作り、地域の状態を知っていくことが一つのポイントになると思う。
- ・グループホームの閉鎖性があまりにひどく、地域と運営協議会を作り、地域の人に内容を理解してもらって問題を共有化する仕組みは作られているが、なかなか実践としてできていない。そうすると、福祉は地域で見えない、あってもない存在になっていく。地域を見る目をどう育てていくかも併せて考えていく必要がある。個別支援はできるが、人は一人で生きているわけではない。周りとうどう支えあっていくか、震災時は地域を頼らなければならない。そこを作っていくことも、相談支援の枠組みの中でも考えていく必要がある。厚労省は、そういう視点で地域と言っていると思う。相談支援のあり方も個別支援だけでなく、その人を取り巻く状況、地域診断して担当者会議を重ねていくことが、ケアシステムを作っていく時の要だと思う。相談支援員が不足している側面はあるにせよ、地域を見る目を育てていかなければ、こう支えるだけでは限界だと併せて認識しながら、基幹相談支援センターも含めて活躍の場を持ってもらえれば有難い。

(委員)

- ・地域の中で安心して生活していけるようにサービスの質自体が問われて久しいが、質の担保の評価をしっかりと入れていかないといけない。豊中市は、大阪府下では珍しく人口が維持されているが、高齢者が増加する中で医療・介護・障害福祉サービスの担い手人口の減少が危惧されている。人をたくさんつけることでの質の担保自体が、恐らく次期計画においては難しくなってくる。その点を鑑みて、計画を策定していければ良いと思う。

(委員)

- ・基幹相談支援センターの研修を担当している者として、非常に大事な問題を提起された。障害者ご本人の生き方、社会生活全体を地域で支える仕組みとして、就学前から高齢者に至るまで全体をきちんと把握した支援の仕組みが必要だと思う。地域が障害者ご本人とそれを支える家族を支える仕組みが、わが国では欠如していると言っても良い。障害者ご本人に対する支援はあるが、一緒に暮らしているご家族の悩みを聞き、全体を支えるファミリーダイナミクスを踏まえた仕組みが、この国では見えていない。バラバラの個別の支援だけがなされてしまっている。国は、今後就労選択支援事業の目標値を明確に定めるとしているが、例えば一般高校や高等部に通う障害を持つ方が、将来どんな社会生活、就労生活をするかを踏まえて就労選択支援をするということは、その段階から本人の就労に必要な意欲やサポートの仕組み全体を考える必要がある。障害者ご本人やご家族の生活の全体像を踏まえながら支援の全体像を作る必要があるのに、現状を踏まえた表現しかできていない。豊中市は、地域生活支援、インクルーシブ教育、就労支援でも良いことをされている。国や大阪府を超えた良い計画を作してほしい。

(会長)

- ・様々なご指摘があった。全体的なところで、ヤングケアラー問題もある。家族システムを担保しながら、豊中市で生きてきて良かったと思えるようなシステムを作っていくことが、最終的な目標になっていると改めて思う。

(委員)

- ・障害当事者もいろいろな問題を抱えていて、特性も人それぞれである。自分で行動しづらい、適切な行動をとりにくい特性もある。相談支援の存在は知っていても、具体的にどういうところが存在しているのか書かれたマニュアル等が少なく、実際にどこへ相談すればよいのか周知されていない。そういうところも充実されると良い。

(会長)

- ・最後に貴重なご意見をいただいた。一人の人がオールマイティにはできないので、連携する仕組みをどう作り上げていくか。ご本人を支えるとともに、情報を集めて提示できるようにしていくということである。連携というキーワードが、一つのポイントになる。それから、地域を見るところ。この2つが次のキーワードになってくるのではないか。そういう意味で、最後にご指摘いただいたように、連携する仕組み、ご本人含めて情報が行き渡る仕組みを作っていく必要について、改めて思ったところである。
- ・市民委員の方は、今回で任期を終える。最後に何かあるか。

(委員)

- ・私は、他市でスクールソーシャルワーカーをしている。子どもとの連携の仕組みは、学校にいるお子さんであれば、お母さんや先生達から相談を受けて直に説明させていただく。そういうワー

カーが恐らく支援学校にもいると思うが、そういう職種の方がいらっしゃることを理解いただけたらと思った。

(委員)

- ・営利の事業所やA Iの話が出てくるが、当事者に寄り添うことは本当にできてきているのかと思う。この計画を見ると、それぞれの特性に寄り添った形はどうなっているのか、なかなか伝わらない。インクルーシブな豊中と標語みたいになっている。人生長い中で、いろいろ変わっていく。その時どうしたら良いか見通しが持てるようになった、サービスが進みましたといって、なんとなく自己責任が強くなっている中で、いろいろなところに陥っていると感じられて、そこを頑張らないといけない。営利の人達は、パワーがある。自分の問題は、なかなかパワーを持ちにくい。自分の問題の第一当事者は自分だという自己責任があるが故に、助けてほしいと言えないこともある。今後もそのあたりを考えていく必要があると思う。

【案件2】その他

(事務局)

- ・案件に関する質問と意見について連絡
- ・次回開催日程案内（9月頃予定）

(会長)

- ・団体から推薦されている委員は、団体宛てに推薦依頼するのか。

(事務局)

- ・市民委員は、現在公募を行っている。各団体からご推薦いただいている皆さまは、推薦元となる団体宛てに推薦の依頼を既にお送りしている。7月9日を期限として推薦をお願いしているところである。次の任期は、今年の9月1日からをお願いしている。

以上